

議案第百十号

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の一部を改正する条

例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の一部を改正する条  
例

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（平成九年港区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に餌を与えること（餌を目当てに動物が集散することを認識しながら、動物が食べることができるところに餌を置き、又は放置する行為を含む。）をいう。

四 給餌による悪影響 次のいずれかに該当するものにより、周辺住民の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる状態をいう。

イ 給餌による餌を目当てに集散する動物の鳴き声その他の音

ロ 給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集散する動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気

ハ 給餌による餌を目当てに集散する動物の毛又は羽毛の飛散

ニ 給餌による餌を目当てに集散する動物の威嚇行為又は破壊行為

第三条第一項及び第四項中「散乱」の下に「、給餌による悪影響」を加える。

第四条に次の一項を加える。

5 区民等は、給餌をするときは、周辺住民の生活環境に配慮するよう努めなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

(給餌による悪影響の禁止)

第八条の二 区民等は、公共の場所で給餌による悪影響を生じさせてはならない。

第十二条中「散乱」の下に「、給餌による悪影響」を加える。

第十三条第二項中「区長は」の下に「、第八条の二」を加える。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(説明)

公共の場所で給餌による悪影響を発生させることを禁止するため、本案を提出いたします。